

| 12 資格を取得するには

司書資格の取得

司書資格を取得するには、図書館法に定める基礎資格（学歴）を有し、かつ、図書館法施行規則と本学の履修規定に基づく科目単位の修得が必要です。

■ 基礎資格（学歴）

大学または短期大学を卒業していることが基礎資格になります。

基礎資格に必要となる科目単位

高等学校および中等教育学校卒業者・高等専門学校卒業者・外国の大学および短期大学卒業者・大学および短期大学退学者は、本学を卒業することが必要になりますので、「大学を卒業するには」の科目単位を参照してください。

■ 図書館法施行規則に定める科目および本学での開講科目と単位

図書館法施行規則に定める科目		本学での開講科目	単位
必修科目	生涯学習概論	生涯学習概論	2
	図書館概論	図書館概論	2
	図書館情報技術論	図書館情報技術論	2
	図書館制度・経営論	図書館制度・経営論	2
	図書館サービス概論	図書館サービス概論	2
	情報サービス論	情報サービス論	2
	児童サービス論	児童サービス論	2
	情報サービス演習	情報サービス演習 A 情報サービス演習 B	1 1
	図書館情報資源概論	図書館情報資源概論	2
	情報資源組織論	情報資源組織論	2
選択科目	情報資源組織演習	情報資源組織演習 A 情報資源組織演習 B	1 1
	図書館施設論	図書館施設論	1
	図書・図書館史	図書・図書館史	1
合計		単位	24

■ 司書資格証書および証明書について

上記の基礎資格および必要単位を充足することで、希望者には大学より司書資格証書を発行します。条件が充足された時点で資格を有しているとみなされるため、申請は任意です。発行の時期は年2回です。前期入学の学生は入学翌年の4月以降、後期入学の学生は入学翌年の10月以降となります。証書申請の手続きなどの詳細は、「WebTAMA」のカテゴリ「学籍・証明関連」または「玉川通信」3月号および9月号に掲載します。

なお、前頁の基礎資格および必要単位を充足していれば、司書資格証明書を隨時発行します。請求方法は「各種証明書の請求」を確認してください。

※司書資格証書と司書資格証明書に資格取得日の記載はありません。資格取得日は最終修得科目の試験日です。



大学を卒業するには
p. 33 ~ 35 参照



各種証明書の請求
p. 158 ~ 163 参照